

暫定議題
第13回遵守委員会会合
2018年10月11-13日
ニューカレドニア、ヌメア

1. 開会

- 1.1 歓迎の辞
- 1.2 議題の採択
- 1.3 会議運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

この議題項目は、既存の CCSBT 保存管理措置の遵守状況に関するものである。

2.1 事務局からの報告

事務局からの報告には、CCSBT 管理措置にかかるメンバーの遵守状況をまとめた、遵守に関する一覧表の最新版が含まれる。この一覧表は、メンバーの協力の下、会合前に更新される予定である。

2.2 メンバーからの年次報告

メンバーは、[遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書のテンプレート](#)により、それぞれの年次報告書を提出しなければならない。本議題項目では、年次報告書における主要な問題（メンバーの制度及び履行状況の詳細な精査を含む）に対する質疑応答に重点を置く。メンバーは提出された年次報告書を事前に読了しているものと見なされ、これらの事項について説明する必要はない。

- 品質保証レビュー（QAR）に参加したメンバーは、テンプレートのセクション1（MCS 改善事項のまとめ）において、QAR により提起された重要な結果を須く報告することが奨励される。
- メンバーは、テンプレートのセクション1(3)に基づき、国別配分量に帰属する漁獲量（帰属漁獲量）の定義の実施状況¹を報告する必要がある。

2.3 CCSBT 保存管理措置に関する遵守状況の評価

直前の小議題項目並びに上述の報告書において提示された情報は、このプロセスに大いに貢献するものと考えられる。

2.3.1 メンバーの遵守状況

遵守委員会（CC）は、CCSBT の管理措置の遵守にかかるメンバーの履行状況について検討するとともに、改善が求められるあらゆる分野に関する勧告を行う予定である。

¹ CCSBT 21 は、帰属漁獲量の定義について以下のとおり合意した：「メンバー及び CNM の国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量¹であって、特に以下に起因する死亡を含むものとする。

- 商業的漁業操業（SBT を主な漁獲対象とするかどうかを問わない）
- 放流及び／又は投棄
- 遊漁
- 慣習的及び／又は伝統的漁業
- 沿岸零細漁業¹

¹ 船舶が他のメンバー又は CNM の個人又は主体により用船され、かつその漁獲量が当該メンバー又は CNM に計上される場合を除く。

2.3.2 是正措置政策の適用

CC は、非遵守が特定された分野について検討し、こうした非遵守の事例に対して、CCSBT の 是正措置政策 の下にどのように対応すべきかについて勧告を行う予定である。

3. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

メンバー及び／又は事務局は、以下に掲げた CCSBT 措置の運用上の問題点についてアップデート又は報告する予定である。

- CDS;
- 許可船舶／蓄養場決議
 - 事務局は、漁船に関する IMO の船舶識別番号スキーム（決議 A.1078(28)）の改正に関する情報を提供する予定である。
- VMS 決議
- 転載決議
- 港内検査の最低基準に関する決議
- IUU 船舶リスト決議
 - 必要な場合は IUU 船舶リスト案について検討する。

4. CCSBT 決議のレビュー及び改正

この議題項目では、CCSBT の決議の改正の可能性及び改正案について検討する。

4.1 漁獲証明制度（CDS）

より効率的な CDS の開発（eCDS の開発促進を含む）の観点から CC 10, CCWG 4, CC 11 及び CC 12 において検討を重ねてきたところであるが、改正 CDS 決議の全面的な合意には至っていない。その代わりに、2018 年の休会期間中にメンバーが引き続き未解決の課題に取り組んでいくことが合意されている。

この議題項目では、メンバーが CAP の行動事項 3a 及び 3b、すなわち以下の事項に対応する機会を提供する。

- 会合に対し、CC 12 以降に改正 CDS 決議案に関して為された休会期間中の議論の結果をアップデートすること（文書 CCSBT-CC/1710/08-Rev.1 の別紙 A を参照）
- 2016 年の決議改正案を否決するかどうか、及び／又は合意済みの修正部分（及び／又は追加的な提案）を特定しこれを新たな CDS 決議改正案に組み入れて検討するかどうかについて議論すること
- CDS 決議に関する将来的な作業の優先順位、特に CCSBT として将来的な eCDS の導入費用の削減をどのように計画するのか、及び導入開始の時期について決定し、これを文書化すること

4.2 船舶監視システム（VMS）決議

CAP（事項 4a）は、メンバー及び事務局に対し、CCSBT の既存の保存管理措置を強化するために必要な CCSBT の VMS 取決めを強化するにあたって情報のギャップを特定するよう求めている。事務局は、この行動事項についての概要文書を提出する予定である。

4.3 港内検査の最低基準に関する決議

事務局は、港内検査決議の 2 つの側面に対応するための文書を作成する予定である。

- 決議パラグラフ 31 が定める、決議の有効性にかかる検討。このレビューでは、パラグラフ 2 及び 15 の文言の再検討に重点を置く。
 - 海鳥混獲緩和措置のモニタリングのための別添 B への新たな情報欄の追加提案
- さらに、
- 事務局は、IOTC が海鳥混獲緩和措置の使用に関する情報を収集するために転載オプザバーの活用を試す予定であるのかどうかを確認するために事務局が IOTC に連絡をとるとした CC 12 の要請について報告を行う。

- バードライフ・インターナショナルは、転載オブザーバーが撮影した写真から海鳥混獲緩和機器の使用を確認できるかどうかを評価すべく既存のオブザーバーによる写真の解析を行っており、その成果をCCに対して報告することができる。
- またバードライフ・インターナショナルは、CCに対し、海鳥混獲緩和措置の使用に関する港内検査調査について説明することができる。

5. CCSBT の計画、政策及び取決めにに関するレビュー、改正及び中間報告

メンバー及び事務局は、CCSBT の政策及び取決めの改正案について検討し、及び／又は進捗状況の報告を行う予定である。

5.1 遵守計画

CAP（行動事項2）は、メンバー及び事務局に対し、2018–2019年に遵守計画のレビューを行うよう求めている。事務局は、メンバーの検討に付するため、現行の戦略計画に関する計画をアップデートするための遵守計画改定案を提出する予定である。メンバーは、計画に追加的な変更を施すべきかどうかについて検討する必要がある。

5.2 CPG 1：最低履行要件（MPR）

事務局は、アップデートが必要となっているMPR 1.1：国別配分量の遵守の改正案を提出する予定である。

5.3 CPG 3：是正措置政策

CAP（行動事項10）は、メンバー及び事務局に対し、特定された非遵守事例（全世界のSBTのTACに関するもの以外）及びこれに対してとられた是正措置の記録を公開するために是正措置政策をさらに改正すべきかどうかについてレビューを行うよう求めている。事務局は、この検討のために一連の改正を提案する予定である。

5.4 CPG 4：MCSに関する情報収集及び共有

CAP（行動事項7）は、メンバー及び事務局に対し、IUU漁業の特定に資する利用可能な情報／機密情報を適時的かつ安全な形で事務局及び／又はメンバーと共有することができる効果的なプロセスが含まれるよう確保するため、CCSBTのMCS情報の収集及び共有政策をレビューするよう求めている。事務局は、この検討のために一連の改正を提案する予定である。

5.5 品質保証レビュー（QAR）

2018年の品質保証レビュー（QAR）は、南アフリカに対する机上レビューと現地レビューの複合プログラムとなっている。南アフリカのQARにおいて提起された重要な課題にかかる検討は議題項目2.2の下で行われる。この議題項目では、2018年QARの全体的な結果にかかる検討に重点を置くことが想定されている。

CCは、EUに対するQARを予定どおり2019年に実施すべきかどうかについて確認する必要がある。

5.6 CC及びECに対する年次報告書テンプレート

事務局は、テンプレートの微修正を提案する予定である。

5.7 WCPFCとの転載MoC

CCSBT及びWCPFCは、転載に関する協力覚書（MoC）に合意した。その後、MoCは2017年4月18日にWCPFC議長により、また2017年6月5日にCCSBT議長により署名された。事務局は、合意されたMoCの実施に向けた進捗状況について報告する。

5.8 国際ネットワーク及び二国間協定

事務局は、国際的な監視・管理・取締りネットワーク（IMCSN）、まぐろ遵守ネットワーク（TCN）から得られた成果、事務局と他のRFMO及びRFBとの遵守関係、及び／又は二国間協定に関するアップデートを行う予定である。

5.9 遵守委員会に関する取決め

ニュージーランドは、SFMWG 5において、「CC 13及びCCSBT 25においてメンバーが検討することができるよう、臨時の専門家遵守会合に関する提案を作成する予定であり、こうした提案により究極的には遵守委員会の技術面での負担を軽減できる可能性がある」と述べた。

6. CCSBT 遵守計画の実施

この議題項目は、3年間（2018 - 2020年）の行動計画において2018年に予定された行動事項であって、CCの議題の他のセクションではカバーされていない事項に対応するものである。

6.1 遵守リスクのレビュー

CC 12は、事務局（2018年作業計画を参照）／メンバー（CAP行動事項1を参照）が遵守行動計画（CAP）の1ページにおける遵守リスク一覧（これらのリスクを緩和又はより良く定量化するために実施された行動の報告を含む）について毎年レビューを行うための新たな常設議題項目を追加するよう要請した。

6.2 公式遵守評価プロセス案

事務局は、CCSBTの遵守評価プロセス及び関連措置に関する調査結果及び試案に関する予備的報告を行う予定である。

6.3 常設議題項目

以下の常設議題項目については、新たな情報が利用可能となった場合に検討する必要がある。

- 市場形成／市場活動に関する大規模な変化
- SBTに関するIUU活動についてのアップデート
- 協力を要請すべき非メンバーの寄港国及び市場国
- SBT漁業における電子モニタリングシステム（EMS）の開発及び活用に関するアップデート
 - CCSBT 24における要請を受け、オーストラリアは電子モニタリング基準の策定に関するWCPFCの進捗状況について報告する予定である。
- MCS制度にかかるベストプラクティスの特定及び共有の継続

7. ERS 勧告の実施状況に関するレビュー

ECは、CCSBT 24において、事務局がみなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告（ERS勧告）の実施状況に関する机上レビュー（メンバーが回答すべき質問書を送付することも含む）を実施し、質問書への回答をとりまとめ、CCを通じてECに結果を説明することに合意した。事務局は、遵守委員会に対してレビューの結果を説明する予定である。

8. オンラインによるデータ提出／データアクセスに関するプロジェクト案

事務局は、メンバー向けにCDSの権限を付与された確認者の詳細、許可漁船及び／又は月別漁獲報告に関するオンラインでのデータ提出及びデータアクセスを導入するためのプロジェクト案を提出する予定である。

9. 2019年の作業計画

10. その他の事項

10.1. 申告されていない SBT の洋上転載及び SBT に関する IUU 漁業にかかるリスクを評価するための AIS データの活用

事務局は、以下のリスク／可能性を判断するための AIS データ解析プロジェクトに関する外部契約の可能性を調査しているところである。

- 申告されていない洋上転載
- SBT を含む IUU 漁業活動

また事務局は、将来的に、不審な活動が発生している及び／又は発生後の時点においてより詳細に不審な活動に関連する AIS（及びその他の）データの精査を要請することができるよう、データ解析機関との関係を樹立する可能性について調査しているところである。

事務局は、これらにかかる調査結果のアップデート（プロジェクトの提案を含む可能性あり）を行う予定である。

11. 拡大委員会に対する勧告

12. まとめ

12.1. 会合報告書の採択

12.2. 閉会